

個人情報保護規則

第1章 本規則の目的及び適用範囲

(目的)

第1条 本規則は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）の定める個人情報保護の理念に則り、一般社団法人青森県サッカー協会（以下、「本協会」という。）が取得し、取り扱う生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）及び個人情報保護法第2条第2項に定める個人識別符号が含まれるもの（以下、併せて「個人情報」という。）の適切な保護のために本協会並びにその職員及びその他の構成員が講じるべき措置の基本となることを定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規則は、本協会が直接に又は各市町村協会を通じて間接的に、その業務執行の過程において取得し、管理する全ての「個人情報」に適用されるものとする。

2 前項にかかわらず、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく個人番号やその内容を含む個人情報に関しては、特定個人情報取扱規則において、別途定めるところに従うものとする。

第2章 個人情報の取得

第1節 組織的安全管理措置

(監督責任者等)

第3条 本協会における個人情報の取扱いに関する責任者（以下、「監督責任者」という。）は、専務理事とする。

2 事務局及び専門委員会における個人情報の管理に関する責任者（以下、「部門責任者」という。）は、事務局においては事務局長、専門委員会においては委員長とする。

(監督責任者等の任務)

第4条 監督責任者は、本協会における個人情報の取得及び保護管理に関する業務を統括するとともに、事務局及び専門委員会における個人情報を取り扱う担当者（以下、「取扱担当者」という。）及び部門責任者に本規則を遵守させるための指導助言等の措置を講じる責任を負う。

2 部門責任者は、事務局又は専門委員会における個人情報の適切な管理のために取扱担当者を監督する他必要な措置を講じるとともに、監督責任者に対して必要な報告を行う責任を負うものとする。

(取扱担当者の責務)

第5条 取扱担当者は、本協会の個人情報の取扱い又は委託処理等、個人情報を取扱う業務に従事する際、本規則、本規則に基づき作成されるガイドライン及び監督責任者又は部門責任者の指示した事項に従い、個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うもの

とする。

- 2 取扱担当者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下、「漏えい等」という。）、個人情報保護法及びその関連法令又は本規則に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに所属の部門責任者又は監督責任者に報告するものとする。所属の取扱担当者から当該報告を受けた部門責任者は、速やかに監督責任者に報告するものとする。

（取扱状況の確認）

- 第6条 取扱担当者は、個人情報の取扱状況を確認するための手段として、個人情報を取得、第三者提供又は廃棄等を行う際には、その都度事前に個人情報管理台帳（以下、「個人情報管理台帳」という。）に必要事項を記載し、監督責任者及び部門責任者に報告するものとする。

（情報漏えい事案等への対応）

- 第7条 監督責任者は、個人情報の漏えい等の事案が発覚した場合には、部門責任者及び取扱担当者を通じて速やかに必要な措置を講じなければならない。個人情報の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応は、別途定める情報漏えい事案等対応手続に定めるところによる。

（苦情への対応）

- 第8条 取扱担当者は、個人情報の取得又は管理等に関して、本人から苦情の申出を受けた場合には、その旨を部門責任者に報告する。報告を受けた部門責任者は、監督責任者に報告のうえ適切に対応するものとする。

（取扱状況の確認及び安全管理措置の見直し）

- 第9条 監督責任者は、1年に1回以上の頻度で又は臨時に個人情報管理台帳を最新の状態とするための作業を部門責任者に指示するものとする。この場合、部門責任者は、自部門における個人情報の取扱状況を確認し、不要な個人情報の廃棄等必要な措置を講じたうえで、監督責任者に報告するものとする。

- 2 監督責任者は、前項の確認の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むものとする。

第2節 人的安全管理措置

（教育・研修）

- 第10条 監督責任者は、本協会の役員、職員及び専門委員会委員（以下、「役職員等」という。）に本規則を遵守させるための教育訓練を定期的に企画・運営する責任を負う。

- 2 本協会の役職員等は、監督責任者が主催する本規則に関する教育を受けなければならない。

第3節 物理的安全管理措置

（機器及び電子媒体等の盗難等の防止）

- 第11条 本協会は、個人情報を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する等の適切な措置を講じるものとする。

(電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止)

第12条 本協会は、個人情報記録された電子媒体又は書類等の持ち運び(本協会内での移動等も含まれる。)は、以下に掲げる場合を除き原則禁止する。

(1) 個人情報に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内で個人情報を提供する場合

(2) 利用目的の範囲で個人情報を利用する場合

2 前項により個人情報記録された電子媒体又は書類等の持ち運びを行う場合には、当該個人情報の暗号化、パスワード設定による保護、封緘、目隠しシールの貼付等の安全策を講じるものとする。

(個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄)

第13条 本協会は、個人情報を利用目的に応じて必要な範囲内において正確かつ最新の状態で保つとともに、利用する必要がなくなったときは、遅滞なく廃棄又は削除するように努めるものとする。

2 本協会は、個人情報を廃棄又は削除する場合、シュレッダー等による裁断、焼却場での焼却・溶解その他容易に復元不可能な手段を用いるものとする。

第3章 個人情報の取得及び利用

(取得範囲)

第14条 本協会定款第3条の目的に基づき、同第4条所定の事業を遂行するため必要な場合に限り個人情報を取得するものとする。また、取得する個人情報の利用目的(以下、「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報保護法上例外として認められている場合を除き、本協会は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

(取得手続適正の原則)

第15条 本協会は、個人情報を偽りその他不正な手段によって取得してはならないものとする。

2 本協会は、要配慮個人情報(本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報の保護に関する法律施行令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。以下同じ。)を取得する場合には、個人情報保護法第17条第2項において認められる場合を除き、本人の同意を得るものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第16条 本協会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面(電磁的記録を含む。以下同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

3 本協会は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的

を変更することができるが、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前三項の規定は、個人情報保護法上例外として認められている場合には適用しない。

(利用範囲)

第17条 本協会は、個人情報を前条の定めに従って通知、公表又は明示した利用目的の範囲内で利用するものとする。

(目的外の利用の場合の措置)

第18条 本協会は、利用目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合、本人に対し、事前に当該個人情報の利用目的と利用方法を通知し、当該個人情報の利用について同意を得るものとする。

第4章 個人情報の第三者に対する提供

(原則禁止)

第19条 本協会は、個人情報を、次条及び第21条の定めるところに従って本人から同意を取得した場合を除き、いかなる第三者に対しても提供されてはならないものとする。但し、次の各号所定のいずれかの場合は、この限りでない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って個人情報が提供されるとき

(6) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供されるとき

(7) 特定の者との間で共同して利用される個人情報が当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

(8) 前各号の他、本人の同意を取得せずに個人情報を第三者に提供するために必要な個人情報保護法上の手続きを適切に行ったとき

(第三者に対する提供手続)

第20条 本協会は、個人情報を第三者に対して提供する場合には、当該個人情報の取得にあたり、又は、取得の際に本人の同意が得られていないときには、第三者に対する提供にあたって、あらかじめ当該個人情報の第三者に対する提供について同意を取得するものとする。

(外国にある第三者に対する提供手続)

第21条 本協会は、個人情報に外国（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く）にある第三者（個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く）に個人情報を提供する場合には、第19条第1号から第4号に該当する場合を除き、当該個人情報の取得にあたり、又は取得の際に本人の同意が得られていないときには、第三者に対する提供にあたって、あらかじめ当該個人情報の外国にある第三者への提供について同意を取得するものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第22条 本協会は、個人情報を第三者に提供したときは、個人情報保護法の定めに従って、当該個人情報を提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 本協会は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第23条 本協会は、第三者から個人情報の提供を受けるに際しては、個人情報保護法の定めに従って、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。但し、第19条各項に該当する場合はこの限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

(2) 当該第三者による当該個人情報の取得の経緯

2 本協会は、前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報の提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 本協会は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

第5章 本人の権利の確保

(個人情報保護窓口の設置等)

第24条 保有個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求及びその他相談等に対応する窓口として、個人情報保護相談窓口を事務局に置き、本協会における個人情報の取扱い等に係る相談等の受付及び事務を行うものとする。

(個人情報の開示)

第25条 本人から自己の個人情報について開示を請求された場合は、遅滞なく、当該個人情報を書面で開示するものとする。但し、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2 前項に基づき開示しない旨の決定をしたとき又は当該個人情報が存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(個人情報の訂正等)

第26条 本人から自己の個人情報について事実と異なることを理由に訂正、追加又は削除(以下、「訂正等」という。)を求められた場合は、遅滞なく、当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で調査を行い、その結果に基づき、当該個人情報の訂正等を実施するものとする。

2 前項の規定に基づき訂正等を実施したとき、又は訂正等を実施しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を理由とともに通知するものとする。

(個人情報の利用又は第三者への提供の停止)

第27条 本人から自己の個人情報について個人情報保護法その他の法令に違反する取得、利用又は第三者への提供を理由として利用の停止若しくは消去又は第三者への提供の停止(以下、「利用停止等」という。)を請求された場合に、理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度でこれに応じるものとする。但し、当該利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

2 前項の規定に基づき利用停止等を実施したとき、又は利用停止等を実施しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を理由とともに書面で通知するものとする。

(手続の整備)

第28条 本協会が管理するあらゆる個人情報について、前三条の定めに基づく個人情報の開示、訂正等及び利用停止等(以下総称して、「開示等」という。)のための手続を整備するものとする。

(苦情処理)

第29条 本協会は、本人等が本協会の個人情報の取得又は利用全般に関する苦情を申し出る手続を整備し、これに誠実に対応するものとする。

2 苦情処理に関する本協会の体制は、第8条及び第24条に定めるところに従う。

第6章 情報管理の委託の取扱い

(委託先における安全管理措置)

第30条 本協会は、個人情報の管理等の全部又は一部の委託する場合には、本協会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行なうものとする。

2 前項の監督には次に掲げる事項が含まれる。

(1) 委託先の適切な選定

(2) 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結

(3) 委託先における個人情報の取扱状況の把握

3 委託先の管理については、当該委託を行う部門を責任部署とする。

- 4 前項の部門は、委託先において個人情報の安全管理が適切に行われていることについて、必要に応じてモニタリングをするものとする。

第7章 匿名加工情報

(匿名加工情報)

- 第31条 本協会が匿名加工情報を取り扱う場合は、その取扱いについてあらかじめ匿名加工取扱マニュアルを定めるものとする。

第8章 改正

(改正)

- 第32条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

- 1 本規則は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年3月19日理事会決議)